

建築物(審査、検査、仮使用認定手数料)

[第1類]

(単位:円)

	床面積の合計	確認申請手数料 (計画通知)	中間検査 (特定工事終了通知) 申請手数料		完了検査(工事完了通知) 申請手数料		仮使用認定手数料	
			BVJで建築確認(計 画通知) を行ったもの	左記以外のもの	BVJで建築確認(計画通 知)、中 間検査又は仮使用認定 を行ったもの	左記以外のもの	BVJで建築確認(計 画通知)又 は中間検査を行つ たもの	左記以外のもの
1	30m ² 以内のもの	70,000	53,000	80,000	61,000	92,000	57,000	81,000
2	30m ² を超える、100m ² 以内のもの	83,000	56,000	84,000	63,000	95,000	57,000	81,000
3	100m ² を超える、200m ² 以内のもの	108,000	75,000	113,000	80,000	120,000	72,000	104,000
4	200m ² を超える、500m ² 以内のもの	132,000	109,000	164,000	121,000	182,000	100,000	139,000
5	500m ² を超える、1,000m ² 以内のもの	204,000	131,000	197,000	230,000	345,000	111,000	156,000
6	1,000m ² を超える、2,000m ² 以内のもの	340,000	188,000	282,000	323,000	485,000	156,000	220,000
7	2,000m ² を超える、3,000m ² 以内のもの	359,000	251,000	377,000	329,000	494,000	228,000	314,000
8	3,000m ² を超える、4,000m ² 以内のもの	434,000	300,000	450,000	340,000	510,000	277,000	390,000
9	4,000m ² を超える、5,000m ² 以内のもの	495,000	322,000	483,000	396,000	594,000	305,000	438,000
10	5,000m ² を超える、6,000m ² 以内のもの	562,000	369,000	554,000	403,000	605,000	350,000	512,000
11	6,000m ² を超える、7,000m ² 以内のもの	607,000	404,000	606,000	444,000	666,000	377,000	544,000
12	7,000m ² を超える、8,000m ² 以内のもの	678,000	434,000	651,000	501,000	752,000	396,000	572,000
13	8,000m ² を超える、10,000m ² 以内のもの	751,000	459,000	689,000	572,000	858,000	413,000	598,000
14	10,000m ² を超える、15,000m ² 以内のもの	827,000	623,000	935,000	636,000	954,000	505,000	729,000
15	15,000m ² を超える、20,000m ² 以内のもの	940,000	690,000	1,035,000	882,000	1,323,000	562,000	803,000
16	20,000m ² を超える、30,000m ² 以内のもの	1,094,000	783,000	1,175,000	949,000	1,424,000	701,000	1,004,000
17	30,000m ² を超える、50,000m ² 以内のもの	1,260,000	787,000	1,181,000	951,000	1,427,000	789,000	1,142,000
18	50,000m ² を超える、70,000m ² 以内のもの	1,684,000	915,000	1,373,000	1,371,000	2,057,000	1,059,000	1,544,000
19	70,000m ² を超える、100,000m ² 以内のもの	2,119,000	1,310,000	1,965,000	1,992,000	2,988,000	1,084,000	1,572,000
20	100,000m ² を超える、200,000m ² 以内のもの	2,592,000	1,663,000	2,495,000	2,497,000	3,746,000	1,691,000	2,410,000
21	200,000m ² を超えるもの	3,162,000	2,215,000	3,323,000	3,192,000	4,788,000	1,972,000	2,790,000

[第2類]

(単位:円)

	床面積の合計	確認申請手数料 (計画通知)	中間検査 (特定工事終了通知) 申請手数料		完了検査(工事完了通知) 申請手数料		仮使用認定手数料	
			BVJで建築確認(計 画通知) を行ったもの	左記以外のもの	BVJで建築確認(計画通 知)、中 間検査又は仮使用認定 を行ったもの	左記以外のもの	BVJで建築確認(計 画通知)又 は中間検査を行つ たもの	左記以外のもの
1	30m ² 以内のもの	55,000	50,000	75,000	60,000	90,000	57,000	81,000
2	30m ² を超える、100m ² 以内のもの	57,000	53,000	79,500	62,000	93,000	57,000	81,000
3	100m ² を超える、200m ² 以内のもの	60,000	56,000	84,000	65,000	97,500	72,000	104,000
4	200m ² を超える、500m ² 以内のもの	85,000	80,000	120,000	90,000	135,000	100,000	139,000
5	500m ² を超えるもの		第1類の手数料の1/2					第1類と同じ

確認検査業務手数料規程(令和8年2月1日)より抜粋

第1類: 第2類以外の建築物

第2類: 法第6条の4による確認の特例有りの建築物および令和7年改正建築基準法新2号建築物のうち木造2階建て300m²未満の建築物

この料金表については令和8年2月1日より施行する。

加算手数料

確認申請・計画通知(計画変更含む)

(注)以下の場合は、各々定める費用又は割合に応じた手数料額を加算する

- ①階避難安全検証法又は区画避難安全検証法を用いた場合、当該階又は当該区画のそれぞれの床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ②全館避難安全検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%
- ③耐火性能検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%
- ④防火区画検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ⑤天空率を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ⑥特定天井等を有する場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%(ただし、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものは除く。)
- ⑦通常火災終了時間に基づく設計法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ⑧特定避難時間に基づく設計法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ⑨限界耐力計算法等を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ⑩構造計算適合性判定が必要な建築物に関する審査整合性手数料￥20,000
- ⑪省エネ基準適合性判定が必要な建築物に関する審査整合性手数料￥20,000
- ⑫省エネ基準適合性判定をBVJ以外で受けている場合は審査整合性手数料￥40,000 但し、省エネ判定を要する建築物で省エネ判定を省略している場合は加算しない
- ⑬構造計算を行った棟数が2以上の構造強度に係る審査(申請床面積の合計が500m²超)について
「確認の申請手数料」×20%×(構造計算を要する構造上の棟数-1)を加算する。
 - ・構造計算を行った棟数が2以上の申請に限るものとし、棟数が7以上の場合には7とする
 - ・棟毎の床面積が200m²を超える棟が対象とする
 - ・構造強度に係る国土交通大臣の認定を受けている建築物又は棟を除く

(⑭)構造計算等を行った構造強度に係る審査(申請床面積の合計が500m²以内)については以下を構造状の棟数毎に加算する。

構造審査	加算手数料(単位:円)
仕様規定等による構造審査	20,000
構造計算による構造審査	40,000

・構造計算等を行った構造強度に係る加算の構造上の棟数が6以上の場合には6とする

(⑮)ルート2基準に係る審査については以下の確認加算手数料構造別棟単位で加算する。

床面積の合計(m ²)	確認加算手数料(単位:円)
0 ~ 1,000以内	100,000
1,000超 ~ 2,000以内	120,000
2,000超 ~ 10,000以内	140,000
10,000超 ~ 50,000以内	180,000
50,000超 ~	310,000

・ルート2基準に係る審査の構造上の棟数が6以上の場合には6とする

(⑯)省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査については以下を省エネにかかる棟数毎に加算する。

建物種別	加算手数料(単位:円)	
一戸建ての住宅	25,000	
共同住宅・長屋等	基本料金	戸当たり
	60,000	3,000

(⑰)昇降機を併願する申請においては「建築設備に関する確認の申請手数料」における別表第2に定める額を追加して適用

(⑲)紙面にて建築確認申請を行う場合は、建築物に関する確認の申請手数料 ￥5,000、紙面にて確認済証、中間検査合格証を交付する場合 各々￥2,000

完了検査(工事完了通知)

- ①直前の省エネ適合性判定をBVJから受けている完了検査について、省エネ適合性判定に係る建築物は対象となる完了検査の申請手数料の10%を加算する。
- ②直前の省エネ適合性判定をBVJから受けていない完了検査について、省エネ適合性判定に係る建築物は対象となる完了検査の申請手数料の20%を加算する。
- ③紙面にて検査済証を交付する場合 ￥2,000

仮使用認定

- ①直前の省エネ適合性判定をBVJから受けている仮使用認定について、省エネ適合性判定に係る建築物は対象となる仮使用認定の申請手数料の10%を加算する。
- ②直前の省エネ適合性判定をBVJから受けっていない仮使用認定について、省エネ適合性判定に係る建築物は対象となる仮使用認定の申請手数料の20%を加算する。
- ③第2条第4項各号の審査を行う場合対象となる床面積の仮使用申請手数料の10%を加算する。ただし、第2条第4項五号、六号を除く。
- ④あらかじめの検討により工事の進捗に応じ現場検査が2回以上になった場合、追加1回毎に30,000円を加算する。
- ⑤計画の変更等により再度受ける仮使用認定の申請手数料について以下を除き仮使用認定の申請手数料を適用する。
 - ・仮使用部分の位置、大きさ、形状、区画に変更がなく、当該内部の変更を行う場合は、仮使用認定の申請手数料(別表)の50%を乗じた額とする。
 - ・床面積が増加する部分を含む場合、仮使用認定の申請手数料は、当該増加する部分の床面積を仮使用認定の申請手数料(別表)から算出した額と、増加する部分を除いた対象床面積を仮使用認定の申請手数料(別表)から算出した額の50%を乗じた額を合算した額とする
 - ・仮使用期間の変更は1回毎30,000円とする。
 - ・変更が軽微(規則第3条の2相当)は1回毎30,000円とする。
 - ・建築物外部(敷地)における経路部分の変更は1回毎30,000円とする。
- ⑥紙面にて仮使用認定通知書を交付する場合 ￥2,000

その他

検査日当日の検査日変更については申請手数料の50%を追加請求する。

申請に関わる検査の再検査を行う事となった場合には、当該申請にあたって算出した検査の申請手数料の50%を追加請求する。